

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「心は技術で補える。心が弱いのは技術が足りないからだ」

日本シリーズで完全試合目前だった9回表に山井大介を交代させた継投。人が見ない角度、異なる尺度で見るにより本質が見えてきます。彼には明確な物差しがあります。好き嫌いという感情ではなく、勝利とそのための技術。

彼の一言が心に火を付け、考えさせ、行動を変えさせます。チームは一人一人の持つ技術が結実した時に勝利します。

落合博満。重圧から解放された彼が語る言葉に決断する者の葛藤と意思が見えます。

私の書棚より

○どんなときでも、組織や部下が納得する「決断のプロセス」を踏んでいたから、物事は滞ることなく前に進みました。これこそ、いかなる状況でも組織を動かす「決断力」の本質です。

○リーダーの強さというのは、「ブレない」ことではありません。手続的正義の考え方を基に適切なプロセスで決定し、納得してくれる判断をすることです。

「決断力」
橋下徹著 PHP新書

税務アンテナ

□令和5年10月1日から、適格請求書発行事業者の登録を受けなければ適格請求書の発行ができず、取引先は消費税の仕入税額控除を行うことができません。

登録申請は消費税課税業者に限られるため、免税業者は登録申請と課税事業者選択届出書を提出して、翌期より課税事業者になりますが、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録開始日である令和5年10月1日以後の期間から課税事業者となります。

また、登録日以後2年を経過するまでの課税期間は免税業者に戻れませんが、この期間中の登録に限り、提出期限までに登録の取消しの届出書を提出すれば、免税業者に戻ることができます。

□令和4年度税制改正では、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却の特例が、令和6年3月31日まで2年間延長、交際費等の損金算入特例が、令和6年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費等について、適用期限が2年間延長されています。

また、直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が令和5年12月31日まで延長され、耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋で1,000万円、それ以外で500万円が非課税限度額となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付
31日	○4年3月決算法人の確定申告 ○3年9月決算法人の中間申告(予定申告) ○3年6月、9月、12月決算法人の消費税中間申告

31日	○5月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『人必死の地に入れば、心必ず決す』 by 横井小楠